

(公社) 日本設計工学会北陸支部設計開発賞 規定

1. 総則

- 1-1 日本設計工学会北陸支部に、日本設計工学会北陸支部設計開発賞を設ける（以下、支部設計開発賞という）。
- 1-2 設計工学の領域で創造的業績を上げるとともに、支部の活動に積極的に貢献した企業・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して、支部設計開発賞を贈賞する。
- 1-3 贈賞の対象となる業績は、次の分野とする。
 - (1) 設計開発，機構設計，トライボロジーなど設計工学全般に関する開発または研究
 - (2) 工業・工学教育，設計教育，創造性教育などに関する成果
- 1-4 受賞資格は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (1) 前項の業績を上げた企業の個人または5名以内のグループであること。
 - (2) 最近公表された業績，あるいは近く公表される業績であること。
 - (3) 北陸支部に登録されている正会員もしくは賛助会員を，少なくとも1名(ないしは1組織)含むこと。
 - (4) ほかに公的褒賞を受けていない業績であること。

2. 審査

- 2-1 審査は、日本設計工学会北陸支部幹事会が担当する。
- 2-2 審査委員長は、日本設計工学会北陸支部支部長がこれにあたる。
- 2-3 申請者または推薦者は所定の応募書式にて申請し、これを年度初めの支部幹事会にて審査する。

3. 表彰

- 3-1 表彰は、支部総会の場において行うことを原則とする。
- 3-2 被表彰企業には表彰状と楯を贈る。

附記

本規程は平成18年4月1日より施行する。
本改正規程は平成20年4月1日より施行する。

2006. 6. 17 支部幹事会承認
2007. 12. 22支部幹事会承認
2013. 12. 14支部幹事会承認
2019. 6. 15支部幹事会承認

(公社) 日本設計工学会北陸支部設計開発賞 選考方法

1. 毎年、支部庶務幹事が支部賛助会員企業に対し、設計開発賞応募の可否を問い合わせる。ただし、過去20年間で通算10年間（代表会員が正会員であった期間を含む）以上、支部賛助会員であった企業に限る。

＜当面：過去20年間の支部賛助会員としての在籍年数の他、応募功績名称と、簡単な説明(A4用紙1枚程度)で可＞

2. 一旦、設計開発賞を受賞した企業は、上記「過去20年間で通算10年間以上」の通算年数をリセットする。
3. 選考委員は支部長、副支部長および支部幹事の7名とする。
＜当面：「合」・「否」のみで可＞
4. 選考結果は電子メールにて庶務幹事に送付する。〆切は5月末日とする。
5. 集計は庶務幹事が行う。
6. 受賞対象者には受賞式への出席を依頼する。
7. 原則として、受賞式は支部総会において行う。

附記

本選考方法は平成18年4月1日より施行する。

本改正選考方法は平成20年4月1日より施行する。

本改正選考方法は平成26年4月1日より施行する。

本改正選考方法は令和元年7月1日より施行する。